

国立大学法人奈良教育大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

常勤役員にかかる俸給および期末手当、勤勉手当の額については、学長が、その職務実績に応じ、経営協議会の議を経て、変更、増減することができる定めている。
平成21年度については、常勤役員の職務実績及び法人としての業務実績等を総合的に判断した結果、これらを反映させた俸給および期末手当、勤勉手当の額の変更、増減は行わなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・俸給について、平成21年12月1日以降、0.3%引き下げた。
- ・期末特別手当を在職期間に応じて一律に支給される期末手当と勤務実績の結果等に応じて支給される勤勉手当に改編した。また、支給率を0.25月分引き下げ3.05月とした。
- ・地域手当については、本学教職員給与規則に準じて支給されると規定されている。教職員については平成21年4月1日から11月30日までは6%から7%に、12月1日から3月31日までは9%に引き上げを行ったが、役員については4月1日から9月30日までを6.5%とし、10月1日から3月31日までを6%とした。

理事

法人の長と同じ改定内容

理事(非常勤)

- ・非常勤役員手当について、平成21年12月1日以降、日額を0.3%引き下げ46,850円とした。

監事

該当者無し

監事(非常勤)

- ・非常勤役員手当について、平成21年12月1日以降、日額を0.3%引き下げ46,850円とした。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 8,438	千円 5,904	千円 2,104	千円 45 (通勤手当) 383 (地域手当)		9月30日	
法人の長	千円 6,997	千円 5,892	千円 694	千円 57 (通勤手当) 353 (地域手当)	10月1日		
A理事	千円 6,618	千円 4,656	千円 1,660	千円 302 (地域手当)		9月30日	
B理事	千円 6,791	千円 4,648	千円 1,825	千円 39 (通勤手当) 278 (地域手当)	10月1日		
C理事	千円 5,967	千円 3,882	千円 1,384	千円 41 (通勤手当) 408 (単身赴任手当) 252 (地域手当)		9月30日	◇
D理事	千円 5,917	千円 3,874	千円 1,521	千円 43 (通勤手当) 246 (単身赴任手当) 232 (地域手当)	10月1日		◇

E理事 (非常勤)	千円 599	千円 599	千円	千円 ()			
A監事 (非常勤)	千円 328	千円 328	千円	千円 ()			
B監事 (非常勤)	千円 2,297	千円 2,297	千円	千円 ()			

注1:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者であることを示す。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長	8,118	5	6	H21.9.30	—	退職手当の算定に当たり、退職手当の額を増額も減額も行っていない。	
理事A						該当者なし	
理事B						該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

平成18年度以降、平成17年度の常勤役員及び一般教職員の総人件費予算額から1%ずつ減額した額に基づく確実な人件費管理を基本とし、中期目標中期計画期間中の予算の年度展開を参考に、当法人の予算の範囲内で、当法人の給与規則に則り、人件費の効率的かつ適正な運用に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

「一般職の職員の給与に関する法律」等の国家公務員の給与制度を参考として、社会一般の情勢を踏まえつつ、給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績に応じて、昇給、昇格及び降格を実施している。賞与については、支給割合を増減させることにより、勤務に対する評価を反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における、その者の勤務成績に応じて支給する。
昇給	1年間を良好な成績で勤務した教職員は、勤務成績に応じて上位の号俸に決定することができる。
昇格	特に勤務成績が優秀で、かつ当法人が定める基準を満たす教職員は、上位の級に決定することができる。
降格	勤務成績が不良な教職員は、下位の級に決定することができる。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

- (平成21年4月1日から適用)
- ・地域手当の支給割合を6%から7%とした。
 - ・教員免許状更新講習業務手当(支給額1時間5,800円)を新設した。
- (平成21年12月1日から適用)
- ・俸給について、一般職(一)を0.2%引き下げ(1級~3級の一部に該当する若年層を除く)、7級以上は0.3%引き下げた。その他の俸給表適用者は一般職(一)との均衡を基本に引き下げた。また平成18年4月1日の給与規則改定による現給保障額を99.76/100を乗じて得た額に引き下げた。
 - ・地域手当の支給割合を9%とした。
 - ・自宅に係る住居手当を廃止した。(H21.11.1現在、認定を受けている者は支給要件喪失まで支給する)
- ・期末手当、勤勉手当については、支給割合を0.35月分引き下げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	201	47.7	7,889	5,788	128	2,101
事務・技術	51	42.4	5,893	4,405	162	1,488
教育職種 (大学教員)	93	52.2	9,462	6,841	137	2,621
医療職種 (病院医師)	該当者無し					
医療職種 (病院看護師)	該当者無し					
技能・労務職種	該当者無し					
教育職種 (附属義務教育学校教員)	56	45.2	7,139	5,331	80	1,808
その他医療職種 (看護師)	1					
在外職員	該当者無し					
任期付職員	該当者無し					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
再任用職員	該当者無し					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
非常勤職員	該当者無し					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						

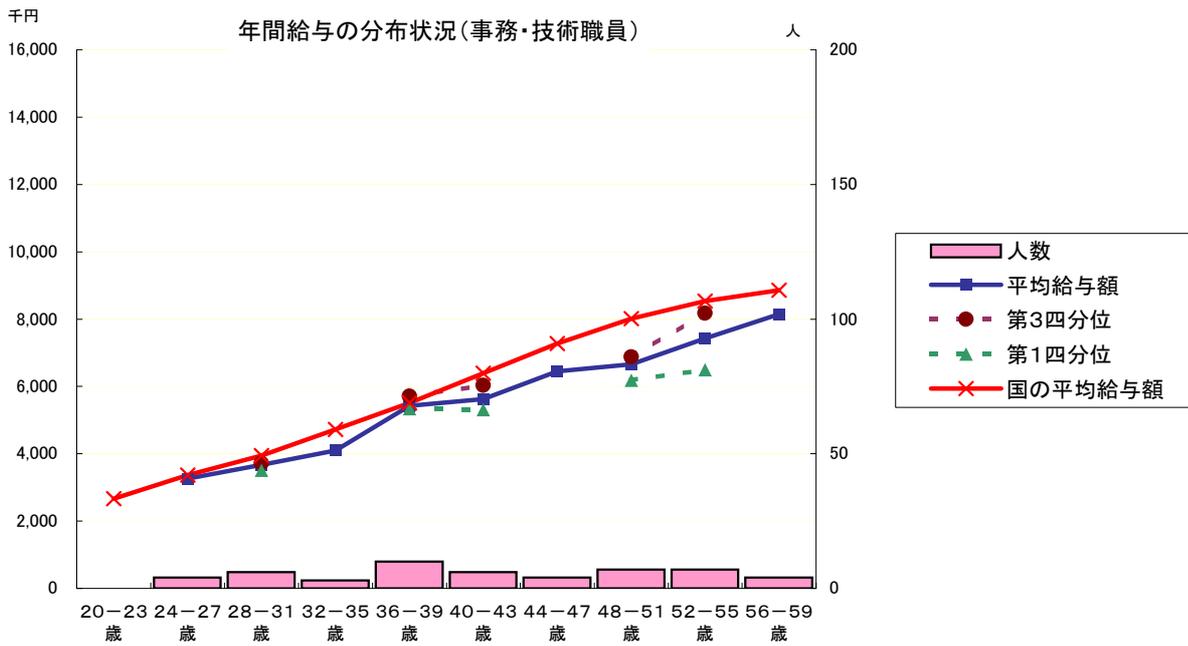
注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注3:その他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

(事務・技術職員)



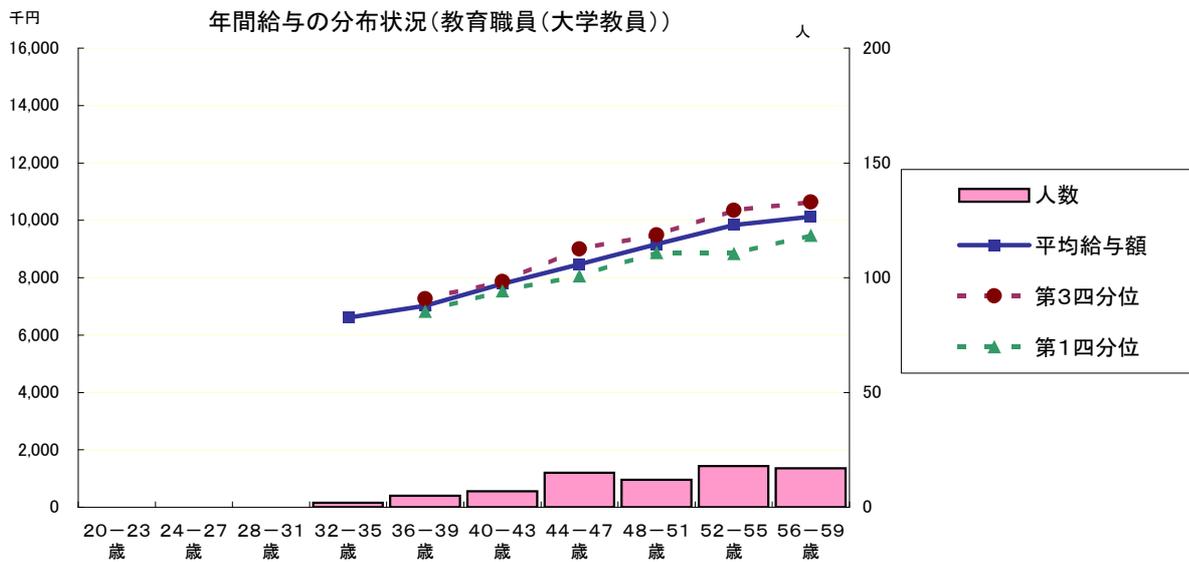
注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2: 年齢24～27、年齢44～47歳及び年齢56～59歳の該当者は4人、年齢32～35歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
課長	7	54.2	8,040	8,635	9,357		
副課長	4	49.5	—	6,901	—		
係長	23	44.2	5,404	5,891	6,206		
主任	5	40.1	4,061	4,795	5,310		
係員	12	30.6	3,279	3,732	3,722		

注: 副課長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))



注:年齢32~35歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円
教授	61	55.6	9,329	10,575
准教授	30	45.5	7,548	8,603
専任講師	2	—	—	—

注:専任講師の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長副課長	副課長課長	課長
人員(割合)	51人	5人 (9.8%)	8人 (15.7%)	23人 (45.1%)	8人 (15.7%)	3人 (5.9%)	4人 (7.8%)
年齢(最高～最低)		24～29歳	29～48歳	35～54歳	45～58歳	49～53歳	52～59歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円 2,285～2,702	千円 2,622～4,133	千円 2,992～4,779	千円 4,640～5,356	千円 5,991～6,122	千円 6,104～7,071
年間給与額(最高～最低)		千円 3,101～3,520	千円 3,513～5,510	千円 4,061～6,495	千円 6,369～7,196	千円 8,028～8,063	千円 8,171～9,501

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	課長	事務局長	事務局長
人員(割合)		該当者無し	該当者無し	該当者無し	該当者無し
年齢(最高～最低)		～歳	～歳	～歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～
年間給与額(最高～最低)		千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教助手	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	93人	該当者無し	該当者無し	2人 (2.2%)	30人 (32.3%)	61人 (65.6%)	該当者無し
年齢(最高～最低)		～歳	～歳	～歳	33～59歳	42～64歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 4,681～6,730	千円 6,063～8,882	千円 ～
年間給与額(最高～最低)		千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 6,497～9,481	千円 8,365～12,307	千円 ～

注:3級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 69.3	% 67.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.1	% 30.7	% 32.8
	最高～最低	% 37.6～33.0	% 33.4～29.1	% 35.3～30.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 68.4	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 31.6	% 33.3
	最高～最低	% 38.3～33.0	% 34.1～27.5	% 36.0～30.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.8	% 66.9	% 64.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.2	% 33.1	% 35.1
	最高～最低	% 37.9～34.3	% 34.1～30.3	% 35.8～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 68.2	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.2	% 31.8	% 33.9
	最高～最低	% 38.3～33.4	% 34.1～29.5	% 36.1～31.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

89.9

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

103.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

99.2

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 89.9	
	参考	地域勘案 91.8
		学歴勘案 89.0
	地域・学歴勘案 91.7	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 70% (国からの財政支出額 2,944,571千円、支出予算の総額 4,236,579千円：平成21年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えており、国の財政支出規模が大きいといえるが、対国家公務員の指数の状況は100を下回っており、地域、学歴を勘案しても、適切な給与水準といえる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 なし (平成20年度決算)	
	【検証結果】	
講ずる措置	国からの財政支出の割合の縮小に努めながら、必要に応じて給与支給基準の見直しを行うなど、引き続き適切な給与水準の維持を図る。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 95.2

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,894,279	千円 1,955,405	千円 △ 61,126	(%) (△3.1)	千円 △162,001	(%) (△7.9)
退職手当支給額 (B)	千円 195,549	千円 282,016	千円 △ 86,467	(%) (△30.7)	千円 △78,830	(%) (△28.7)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 258,274	千円 234,306	千円 23,968	(%) (10.2)	千円 101,734	(%) (65.0)
福利厚生費 (D)	千円 237,596	千円 249,050	千円 △ 11,454	(%) (△4.6)	千円 △26,679	(%) (△10.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 2,585,698	千円 2,720,777	千円 △ 135,079	(%) (△5.0)	千円 △165,776	(%) (△6.0)

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される教職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ① 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減要因分析
 給与、報酬等支給総額が対前年度比△3.1%に至った主な理由は、平成20年度の定年退職者等に伴う大学教員の欠員補充については、特任教員を採用し給与支給額が抑えられたこと及び人員削減(事務職員)によるものである。
 最広義人件費が対前年度比△5.0%に至った主な理由は、上記理由に加え、当該年度における退職手当支給額が減少したことによるものである。
- ② 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況
- i) 中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項
 中期目標において、経費の抑制に関する目標として、「『行政改革の重要方針』(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う」と明記した。
- ii) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
 中期計画において、その具体的方策として、「総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図る」と明記した。
 また、役職員の給与について、国家公務員の給与制度を参考に、平成18年度以降、俸給の引き下げを実施するなど、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組んでいる。
- iii) 人件費削減の取組の進捗状況
- ・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」は、2,152,386千円である。
 - ・各年度の「給与、報酬等支給総額」は、平成18年度は1,979,784千円、平成19年度は1,961,991千円、平成20年度は1,955,405千円、平成21年度は1,894,279千円である。
 - ・当年度までの各年度の人件費削減率は、平成18年度は△8.0%、平成19年度は△8.8%、平成20年度は△9.2%、平成21年度は△12.0%である。
- 計算式=(各年度の金額-基準年度(平成17年度)の金額)÷基準年度(平成17年度)の金額×100
- ・当年度までの各年度の人件費削減率(補正值)は、平成18年度は△8.0%、平成19年度は△9.5%、平成20年度は△9.9%、平成21年度は△10.3%である。
- 計算式=((各年度の金額-基準年度(平成17年度)の金額)÷基準年度(平成17年度)の金額×100)-(基準年度から当年度までの各年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率の和)

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,152,386	1,979,784	1,961,991	1,955,405	1,894,279
人件費削減率 (%)		△ 8.0	△ 8.8	△ 9.2	△ 12.0
人件費削減率(補正值) (%)		△ 8.0	△ 9.5	△ 9.9	△ 10.3

注:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%である。

注:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項 特になし